

福寿園 介護職員初任者研修（通学） 学則

1. 開講の目的

少子高齢社会において、介護現場で働く人材不足を解消するとともに、地域における高齢者福祉の理解を深め、また家族介護やホームヘルパー等の専門職として適切な介護サービスの提供ができることを目的とする。

2. 研修の名称及び課程

福寿園 介護職員初任者研修（通学）

3. 実施場所

講義及び演習 特別養護老人ホームひまわりの街（豊田市本町本竜 48）

4. 研修期間

講座開始の日より 5 か月程度とする。ただし、やむを得ない場合は 8 か月以内で修了することとする。

5. カリキュラム及び使用する教材

カリキュラム 別紙「研修日程表」のとおり

教材 一般財団法人長寿社会開発センター発行
「介護職員初任者研修テキスト」全3巻

6. 講師氏名及び職名

別紙「講師一覧表」のとおり

7. 介護実習

全課程 130 時間以外に施設実習を希望するものは別に当法人が指定する施設で介護実習ができるものとする。実習日、実習時間、実習施設については受講生の希望を勘案し、決定する。

8. 研修修了の認定方法及び免除科目

認定方法 研修の全課程 130 時間を修了するものとする

免除科目 別紙「免除科目について」のとおり

(1) 修了認定

学則に記載された条項違反せず、第 5 条に定めるカリキュラムを全て履修し、修了試験に合格した者を修了と認める。なお、「9. こころとからだのしくみと生活援助技術」では、

介護に必要な基礎的知識の理解の確認と習得状況を評価ポイントに沿って評価する。

(2) 免除科目

別紙「科目免除の取扱いについて」のとおり

9. 募集時期

講座開始の概ね2か月前より行うものとする。

10. 受講資格

16歳以上で、本講座の趣旨を理解し、積極的に受講する者。

11. 受講定員

20名とする。

12. 受講手続

所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ提出し、受講料を期日までに納入した者。

なお、申込者多数の場合は、抽選とする。

13. 授業料、実習費など受講者が負担すべき費用

受講料は下表のとおりとする。

資格要件	受講料（税込）
一般（免除科目なし）	54,000円
学生（高校・大学・専門学校）	44,000円
居宅介護従事者養成研修2級課程修了者（免除科目あり）	50,000円
特養等の介護職員等としての実務経験を有する者（免除科目あり）	50,000円
社会福祉法人福寿園職員（一般）	27,000円
社会福祉法人福寿園職員（免除科目ありの者）	25,000円

- ・受講料には、テキスト代、実習費等を含む。
- ・講座や実習における交通費は、自己負担とする。
- ・一度納入された受講料は原則として返納はしない。

14. 研修欠席者に対する補講の方法及び補講に係る費用等の取扱い

- ・研修時間数の1割以内の欠席については、補講等により出席したものとみなす。
- ・補講については、講義項目の録画DVDにより、講義会場において実施するものとする。
- ・補講に係る費用は、1時間1,000円とする。
- ・研修期間内に受講できなかった実技演習を実施する項目については、他の実施団体が行う養成研修会もしくは、次回開講期間で補講を受けることとする。

15. 研修の延期・中止等の不慮の事態における対応等

研修において延期・中止等の不慮の事態が生じた場合は、新たな日程を設け研修を開講するものとする。ただし、日程等により受講が困難と思われる場合は、受講生の申し出により受講料を全額返金するものとする。またやむを得ず研修が中止した場合は、受講料を返金するものとする。

16. 苦情等に対する対応等

研修期間中に、受講生、実習施設等から苦情が発生した場合は、ただちに苦情受付窓口（ひまわりの街 TEL0565-51-0880）において事実関係を確認し、必要がある場合は改善にあたるものとする。

17. 個人情報の取り扱い

研修事業の実施者として、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、個人情報保護法等に基づき、その取扱いについて十分留意するものとする。

18. 修了証等の交付

研修の全課程を修了した者に対し、介護職員初任者研修課程の修了証明書と修了証明書（携帯用）を交付する。なお、研修終了者の名簿は、県知事に提出され管理されることとなる。

19. 本人確認について

受講申込受付時又は初回の講義時において、次に掲げるいずれかの方法で本人確認を行うものとする。

- ・ 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
- ・ 住民基本台帳カードの提示
- ・ 在留カードの提示
- ・ 健康保険証の提示
- ・ 運転免許証の提示
- ・ パスポートの提示
- ・ 年金手帳の提示
- ・ 国家資格を有する者については、免許証又は登録証の提示

（平成 29 年 7 月 1 日最終改定）

「免除科目について」

(1) 特別養護老人ホーム等の介護職員等としての実務経験を有する者

ア 対象者

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号)別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」に定める業務従事期間が365日以上であり、かつ180日以上介護等の業務に従事した者

イ 免除できる科目

1. 職務の理解(6時間)

(2) 平成25年4月1日以降に「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)第2号に掲げる研修(以下「居宅介護従業者養成研修」という。)の2級課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ア 免除できる科目

7. 認知症の理解(6時間)を除く全科目